

第3期身延町地域福祉計画及び身延町成年後見制度利用促進計画（案）に関する意見募集の結果について

- 意見募集は終了しました。
- 令和4年3月22日（火）～3月28日（月）の期間、意見を募集しましたが、意見の提出はありませんでした。

実施したパブリックコメント（意見募集）の内容は次のとおりでした。

■趣旨

本町では、平成24年3月に「助け合い、心のふれあうひらかれた町をつくる」の理念もと、①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進という3つの基本目標を掲げた「第1期身延町地域福祉計画」を策定した後、平成29年3月に「第2期身延町地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。令和4年3月に計画期間が終了することに伴い、「第3期身延町地域福祉計画」の策定を進めています。

また、平成28年に制定された成年後見制度の利用の促進に関する法律の第12条第1項によって、平成29年に国の成年後見制度利用促進基本計画が策定され、地域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなりました。本町でも「身延町成年後見制度利用促進基本計画」の策定を行い、権利擁護の推進を図ります。

この度、本計画の素案がまとまりましたので、町民の皆様のご意見・ご提言をより反映させた計画づくりとするため、計画の案を公表し、これに対する意見を募集します。

■募集対象者

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に在勤、在学の方
- ・町内に事務所又は事業所を有する個人、法人、団体
- ・その他意見手続きに係る事案に利害関係を有する方

■第3期身延町地域福祉計画及び身延町成年後見人制度利用促進計画（案）、意見書様式

- ・第3期身延町地域福祉計画及び身延町成年後見制度利用促進計画（案）
- ・第3期身延町地域福祉計画・身延町成年後見制度利用促進計画（案）に対する意見書資料については、意見募集期間中は身延町ホームページ及び下記公表場所でも閲覧することができます。

〈公表の方法〉

福祉保健課、身延支所、下部支所、久那土出張所、古関出張所

■意見募集期間

令和4年3月22日（火）～3月28日（月）

■提出方法

- 1 窓口提出 各公表場所（平日のみ・午前9時から午後5時）
- 2 身延町役場 福祉保健課 福祉担当まで郵送（3月28日必着）
- 3 FAX 0556 - 20 - 4554
- 4 Eメール fukushi@town.minobu.lg.jp

※FAX 及びEメールは期限内であれば、いつでも受付可能です。

■記載要領

- 1 「住所」、「氏名（ふりがな）」、「電話番号」欄は必ずご記入ください（記載がない場合は、無効となります。年齢と性別の記入は任意です）。なお、住所、氏名、等の個人情報を公表することはありません。
- 2 「意見・提言の内容」欄は、できるだけ具体的にご記入ください。意見・提言の趣旨が不明なものや、本計画に関する意見でないものについては、意見等として取り扱うことが困難な場合があります。また、類似するご意見等は、まとめて公表することもあります。

■意見への対応

寄せられたご意見に対する町の考え方は後日、町ホームページで公表します。（ご意見に対して個別に回答は行いません。）

また、以下に該当するご意見については町の考え方の公表は行いません。

- ・個人又は法人の誹謗・中傷に関するもの
- ・本計画に関連のないもの
- ・意見聴取の対象者でない方からのもの
- ・住所、氏名（ふりがな）、電話番号の記載のないもの
- ・公表することにより、他に重大な影響を与えると実施期間が判断するもの

■提出先・お問い合わせ

〒409-3304

身延町切石 117-1 中富すこやかセンター内

身延町役場 福祉保健課 福祉担当

電話：0556 - 20 - 4611